

函館市消防音楽隊規程

〔昭和60年4月12日  
消防本部訓令第2号〕

(設置および所属)

第1条 函館市消防本部に音楽隊を置き、庶務課に所属させる。

(名称)

第2条 音楽隊の名称は、函館市消防音楽隊（以下「音楽隊」という。）とする。

(目的)

第3条 音楽隊は、奏楽によつて消防職員および消防団員の情操の育成および士気の高揚を図り、併せて函館市および函館市民の公共的社会活動に寄与し、もつて消防に対する認識を高め、火災予防および広報活動の効果を挙げることを目的とする。

(組織および任命)

第4条 音楽隊は、次に掲げる隊員をもつて組織する。

- (1) 隊長 1名
- (2) 副隊長 2名
- (3) 主任隊員 若干名
- (4) その他の隊員 若干名

2 隊員は、消防職員および消防団員のうちから消防長が任命する。

(総括)

第5条 庶務課長は、上司の命を受けて音楽隊の組織および運営を管理する。

2 音楽隊の事務は、庶務課庶務係が処理する。

(任務)

第6条 隊長は、上司の命を受けて隊務を掌理し、副隊長以下の隊員を指揮監督する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その任務を代行する。

3 主任隊員は、上司の命を受けて隊の運営が円滑に行えるよう隊務に

従事する。

4 隊員は、上司の命を受けて隊務に従事する。

(隊員の責務)

第7条 隊員は、常に次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 隊長を中心に団結し、使命を自覚し、徳性を養い、技能を磨き、常にその職務の遂行に努めること。
- (2) 楽器類の保管取扱いについては、細心の注意を払い、紛失または破損防止に努めること。
- (3) 容姿を端正にし、品位の保持に努めること。

(演奏の承認)

第8条 音楽隊は、次に掲げる場合に消防長の承認を得て演奏を行う。

- (1) 消防本部および消防団で行う儀式および諸行事
- (2) 本市主催の儀式および諸行事
- (3) 消防関係団体等の諸行事その他公共的な諸行事
- (4) その他奏楽の必要な場合

2 音楽隊の派遣を要請する場合は、函館市消防音楽隊派遣承認申請書(様式第1号)をもって承認を得るものとする。

(欠席の届出)

第9条 隊員は、都合により演奏または練習を欠席しようとするときは、あらかじめ隊長に届け出なければならない。

(勤務)

第10条 隊員の勤務については、消防長が別に定める。

(服制)

第11条 音楽隊の服制は、別に定める。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、音楽隊の運用に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この訓令は、昭和60年4月15日から施行する。

附 則 (平成元年9月21日消防本部訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 2 1 年 4 月 1 日消防本部訓令第 7 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 2 5 年 3 月 2 7 日消防本部訓令 5 号）

この訓令は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 3 月 1 5 日消防本部訓令 6 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

函館市消防音楽隊派遣承認申請書

年 月 日

函 館 市 消 防 長 様

住 所  
電 話  
申請者 団 体 名  
代表者氏名

消防音楽隊の派遣について承認を得たいので、次のとおり申請いたします。

派遣日時 年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで	派遣場所
行 事 名  進 行 責 任 者 職・氏名・電話	目 的  聴衆（参加）人員 約 名
演奏内容 屋内停止時間 約 分 曲 屋外停止時間 約 分 曲 行 進 演 奏 約 分 曲	会場設備 控 室 椅子 脚 駐 車 場 放送設備 そ の 他
雨天の場合の連絡場所，電話，時間，担当責任者	
備 考	

※ 連絡先 函館市消防本部 庶務課庶務係 電話 22-2142

- 1 演奏会場略図（道順）と駐車場所の位置，控室を記入してください。
- 2 更新演奏の場合は，コース・距離の概略図を記入してください。
- 3 行事計画書，行進表等の資料を2部添付すること。

A large empty rectangular box with a black border, intended for drawing or writing. It occupies the majority of the page below the instructions.